

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○公印の改刻	（私学文書課）	一
○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定	（県政情報公開室）	一
○平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部改正	（同）	二
○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請	（循環型社会推進課）	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	（障害福祉課）	三
○道路の区域変更	（道路課）	三
○道路の供用開始	（同）	三
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	（建築宅地課）	三
公 告		
○平成二十四年度個人情報保護条例の運用状況	（県政情報公開室）	四
○平成二十四年度情報公開条例の施行状況	（同）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	（道路課）	七
○開発行為に関する工事の完了（三件）	（建築宅地課）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定（二件）	（会計課）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定（教育庁高校教育課）	（同）	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定（警察本部会計課）	（同）	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（同）	九

ページ

告 示

○宮城県告示第八百五十八号
次のとおり公印を改刻した。
平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印		使用開始年月日
宮城県仙台 地方振興事 務所長之印	地方機関	一般文書用	旧	新	平成二十五年 十月一日
					

○宮城県告示第八百五十九号

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、平成二十四年宮城県告示第七百二十号（情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定）は、廃止する。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

- 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
- 公益財団法人宮城県環境事業公社
- 公益財団法人宮城県文化振興財団
- 公益財団法人慶長遣欧使節船協会
- 公益財団法人暴力団追放推進センター
- 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 財団法人宮城県腎臓協会
- 公益財団法人みやぎ産業振興機構
- 株式会社テクノプラザみやぎ
- 宮城県信用保証協会
- 公益財団法人宮城県国際化協会
- 一般財団法人みやぎ産業交流センター
- 株式会社仙台港貿易促進センター
- 宮城県漁業信用基金協会
- 公益社団法人みやぎ農業振興公社
- 公益財団法人翠生農学振興会
- 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会
- 一般社団法人宮城県畜産協会
- 公益財団法人みやぎ林業活性化基金
- 一般社団法人宮城県林業公社
- 一般財団法人みやぎ建設総合センター
- 公益財団法人宮城県フエリー埠頭公社
- 財団法人石巻湾漁業振興基金
- 財団法人仙台湾漁業振興基金
- 宮城県開発株式会社
- 塩釜港開発株式会社
- 仙台空港鉄道株式会社
- 仙台空港ビル株式会社
- 仙台エアカーゴターミナル株式会社
- 一般財団法人宮城県下水道公社
- 公益財団法人宮城県スポーツ振興財団

公益財団法人宮城県体育協会

二 条例第三十八條第二項第二号に掲げる出資団体等

財団法人宮城県地域医療情報センター

宮城県商工会連合会

宮城県農業会議

○宮城県告示第八百六十号

平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月十一日から施行する。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「財団法人みやぎ産業交流センター」を「一般財団法人みやぎ産業交流センター」に、「社団法人宮城県農業公社」を「公益社団法人みやぎ農業振興公社」に、「社団法人宮城県畜産協会」を「一般社団法人宮城県畜産協会」に、「社団法人宮城県林業公社」を「一般社団法人宮城県林業公社」に、「財団法人宮城県フエリー埠頭公社」を「公益財団法人宮城県フエリー埠頭公社」に、「財団法人宮城県下水道公社」を「一般財団法人宮城県下水道公社」に改める。

○宮城県告示第八百六十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 石巻アスコン株式会社

2 所在地 宮城県石巻市鹿又字山下西百番地

3 代表者の氏名 代表取締役 星川 義博

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県石巻市鹿又字山下西百番

三 新設又は変更の別

変更

四 産業廃棄物処理施設の種類の破砕施設

がれき類の破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

六 申請年月日

平成二十五年八月九日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 平成二十五年十月十一日から平成二十五年十一月十一日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年十一月二十六日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第八百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四二〇二〇〇七一九	プチハウスこだま 石巻市南中里二丁目七番七号	共同生活介護	医療法人有恒会	平成二十五年九月三十日

○宮城県告示第八百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 道路名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
石巻市北上町十三浜字狐谷地無番地先から 同市北上町十三浜字追波前無番地先まで	八・五	八・五	一、八〇・二・〇	一、八〇・二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			七・五	一、八二・〇	

○宮城県告示第八百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市北上町十三浜字追波前無番地先から 同市北上町十三浜字追波前無番地先まで	平成二十五年十月十一日

○宮城県告示第八百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社建築構造センター

二 変更後の届出者の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

- (一) 東京都新宿区新宿二丁目一番二号
 - (二) 仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号
 - (三) 福島県郡山市中町十一番五号
 - (四) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番三号
 - (五) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目十番三十九号
- 三 変更しようとする年月日
平成二十五年十月七日

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第六十二条の規定により、平成二十四年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 肇 昭

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,230件
- 2 個人情報の開示請求の件数及び処理状況
条例第16条第1項の規定による開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書存在	その他	処理中
859	481	316	3	0	41	18	0

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

- 3 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況
実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区 分 実施機関名	件 数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書存在	その他

知 事	61	12	32	2	0	15	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	626	437	177	0	0	3	9
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	2	2	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	2	1	1	0	0	0	0
警 察 本 部 長	149	10	106	1	0	23	9
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
県 立 病 院 機 構	0	0	0	0	0	0	0
こ ど も 病 院	0	0	0	0	0	0	0
宮 城 大 学	19	19	0	0	0	0	0
合 計	859	481	316	3	0	41	18

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

- 4 開示請求の決定に対する不服申立ての状況
条例第21条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。
- (1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			決 定	(裁 決)	却 下	棄 却		
異議申立て	7	2	9	0	3	1	0	5
審査請求	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	2	9	0	3	1	0	5

(2) 件名及び処理状況

イ 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処理状況
平成21年12月25日	平成〇年〇月〇日付け〇〇〇の所見及び平成〇年〇月〇日付け〇〇〇の所見に記載された個人情報情報の非開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成23年2月14日	第〇回宮城県教育委員会定例会会議録に記載された個人情報情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成23年2月14日	平成〇年〇月〇日付け事実確認音声記録（被害者）及び平成〇年〇月〇日付け追加事実確認音声記録（被害者）に記載された請求者の個人情報情報の非開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成23年6月6日	第三者の提出した始末書に記載された個人情報情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成23年11月5日	昇給・昇格発令内申調書（H〇〇〇.〇）及び昇給・昇格発令内申調書（H〇〇〇.〇）に記載された個人情報情報の部分開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成24年1月26日	請求者の措置入院関係文書に記載された個人情報情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成24年3月12日	請求者に対する懲戒請求書に記載された個人情報情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成24年6月11日	公共職業訓練入学者選考面接票に記載された個人情報情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成24年12月19日	教職員の事故報告書に記載された個人情報情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 1件

- 5 口頭による開示請求の件数 53,074件
- 6 言正請求の件数及びその処理状況 0件
- 7 言正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 8 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 0件
- 9 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況

(1) 件数 1件

(2) 処理状況

苦情申出年月日	件 名	処理状況
平成24年6月13日	個人情報の漏えいについて	他機関紹介

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十七条の規定により、平成二十四年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 佐 井 肇 景

1 行政文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況						その他	処理中
	開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他		
1,230	713	258	2	5	80	172	0	

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区 分	件 数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
実施機関名							

知事	1,054	674	181	0	3	40	156
公営企業管理者	1	0	0	0	0	0	1
教育委員会	109	22	54	2	1	21	9
選挙管理委員会	7	3	4	0	0	0	0
人事委員会	1	0	1	0	0	0	0
監査委員	1	0	1	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	47	11	14	0	1	16	5
労働委員会	1	0	1	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
住宅供給公社	3	0	2	0	0	1	0
道路公社	1	1	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
県立病院機構	4	2	0	0	0	1	1
こども病院	1	0	0	0	0	1	0
宮城大 学	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,230	713	258	2	5	80	172

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 不服申立ての状況

条例第6条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和57年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況			取下げ	審理中
			決 定 (裁 決)	却 下	棄 却		
異議申立て	3	3	0	3	1	0	2
審査請求	2	0	0	2	0	0	0
計	5	3	0	5	1	0	2

(2) 件名及び処理状況

イ 宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
平成22年 9 月 9 日	宗教法人関係文書に係る行政文書の存否を明らかにしない決定に対する異議申立て	一部認容
平成22年 9 月 13 日	交差点改良意見聴取関係文書に係る行政文書不存在決定に対する審査請求 ※2件の審査請求を1事案として取り扱うもの	棄却
平成24年 1 月 16 日	有識者会議録関係文書に係る行政文書不存在決定に対する異議申立て	棄却
平成24年 2 月 17 日	懲戒請求関係文書に係る行政文書の存否を明らかにしない決定に対する異議申立て	棄却
平成24年 6 月 15 日	処分歴・退職内申関係文書に係る行政文書の存否を明らかにしない決定及び行政文書非開示決定に対する異議申立て	棄却
平成24年 10 月 23 日	用地交渉記録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成24年 11 月 30 日	災害廃棄物処理関係文書に係る行政文書不存在決定に対する異議申立て	審理中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0 件

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品及び納入予定数量

1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 千七百八十四トン

2 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 百六十三トン

3 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 百五十五キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県仙台土木事務所 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号

三 落札者を決定した日 平成二十五年九月二十五日

四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号

2 一の2の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号

3 一の3の購入物品 二十一環境事務所株式会社 山形県山形市城西町二丁目八番二十三号

五 落札金額

1 一の1の購入物品 二十一円四十二銭（一キログラム当たり）

2 一の2の購入物品 二十四円五十七銭（一キログラム当たり）

3 一の3の購入物品 三十六円七十五銭（一リットル当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年八月六日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市高館吉田字窪田三十八番二十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区西中田七丁目二十八番七一百三十三号 相澤 貴道

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市高館吉田字窪田三十八番二十五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区西多賀三丁目十一番三十八号

パルコ天沼二〇三

平澤 和徳

平澤 麻美

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市新田字北関合四十三番十六、七十三番二、七十三番三、七十三番四番、七十三番九、七十三番十九、七十三番二十一及び七十四番五並びに七十三番一及び七十三番十の各一部

塩竈市中之島三番十号

株式会社マルハラホーム

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

株式会社マルハラホーム

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務総合管理システム運用・アプリケーション保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局会計課 仙台市青葉区本町

三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年九月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 e-hi.s.財務総合管理システムサポート企業連合

(代表構成員) 富士通株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号 (構成員) カ

メイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号 (構成員) 株式会社富士通システムズ・

イースト東北支店 仙台市宮城野区榴岡四丁目二番三号

五 落札金額 二億四百五十七千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年八月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務総合管理システム端末装置等機器賃貸借、
導入設定及び保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局会計課 仙台市青葉区本町

三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年九月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番

町二丁目三番二十二号

五 落札金額 一千八百七十一万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年八月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

1 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県亘理高等学校 一式

2 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県本吉響高等学校 一式

3 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県工業高等学校 一式

4 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県白石工業高等学校 一式

5 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県鹿島台商業高等学校 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三

丁目八番一号

三 落札者を決定した日

1 一の1の調達案件 平成二十五年九月十日

2 一の2の調達案件 平成二十五年九月十一日

3 一の3の調達案件 平成二十五年九月十日

4 一の4の調達案件 平成二十五年九月十日

5 一の5の調達案件 平成二十五年九月十一日

四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の調達案件 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

2 一の2の調達案件 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四

丁目六番一号

3 一の3の調達案件 株式会社JEC C営業本部 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

4 一の4の調達案件 リコーリース株式会社東北支店 仙台市青葉区五橋一丁目六番六号

5 一の5の調達案件 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四

丁目六番一号

五 落札金額

1 一の1の調達案件 三千三百九十七万三千三百八十円

2 一の2の調達案件 四千六百六十一万七千四百八十円

3 一の3の調達案件 五千二十八万六千六百円

4 一の4の調達案件 二千四百八十五万九千八百円

5 一の5の調達案件 三千三百五十一万三千四百八十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年八月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年九月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝五丁目二十九番十一号

五 落札金額 一億三千八百三十九万二千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年八月二十三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十五年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 緊急配備支援システム本部装置貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十五年九月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 三菱電機クレジット(株) 東京都品川区大崎一丁目六番三号

五 契約金額 一億二千八百二万二千三百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号該当